

申請内容に不備等がある場合、応募期限の17時までに修正し、再提出してください。
再提出できなければ、奨学金の申請を受理することができません。
国際教育推進課での確認に時間を要しますので、期限前に余裕を持って申請してください。

公益財団法人SGH財団

2026 年度

私費外国人留学生奨学生募集要項

(学部2年次)

2026年度奨学生募集について、日本の大学の学部¹に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注1）の国籍を有する私費外国人留学生（注2）で、2026年4月1日現在（注3）において、下記の要件をそなえる者とする。

- (1) 学部2年次及び6年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の4年次に進学する27歳未満の者。
- (2) 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- (3) 他の奨学金を受給していない者。現在他の奨学金（学内選考中の奨学金を含む）に応募中の方は応募できません。
- (4) 奨学金の給付期間中において、当財団が主催するオリエンテーション・交流会・採用証書授与式に出席できる者。
オリエンテーション：2026年7月3日（金）開催予定
交流会：2026年10月17日（土）～18日（日）開催予定
採用証書授与式：2026年10月19日（月）開催予定
- (5) 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア・東ティモール

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2. 奨学生採用予定人員

15 名程度

岡山大学からの推薦人数：1名

3. 奨 学 金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 120,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 3 年間とする。(2026 年 4 月から 2029 年 3 月まで)

5. 応募の手続き

岡山大学 国際交流・留学支援ウェブサイトから
岡山大学Moodle にて応募

~~(1) 奨学生に応募する留学生は、学部 2 年次の申請書等 (別紙様式 1-1、1-2) に~~

校内選考の結果は、3月3日(火)までに応募者全員にメールで通知します。推薦が決定した人は、3月31日(火) 17:00までに、国際教育推進課窓口以下に応募書類の提出が必要です。メールでの提出および代理人による提出は受け付けません。財団所定の様式は、国際教育推進課前の奨学金掲示板に掲示しています。

本奨学金の応募書類は、すべて日本語、自筆で作成する必要があり、記載項目も多いため、作成に時間がかかります。あらかじめ様式を確認してください。

【注意】記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

ア. 指導教員等の推薦理由書 (別紙様式 1-3) (当該様式のみ本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)

イ. 在留カードのコピー (表裏) (別紙様式 1-5)

ウ. 学業成績証明書

エ. G P A 証明書 (学業成績証明書に記載されている場合は省略可)

オ. 在学証明書

カ. 2026年度 私費外国人留学生奨学生申請書 (学部2年次) <別紙様式1-1, 1-2>
自筆、日本語で記入すること

6. 応募締切日

応募締切：2026年2月25日(水) 17:00 時間厳守

~~2026 年 4 月 17 日 (金)~~

7. 選考及び決定

5により大学から推薦があった者(1名)について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2026 年 5 月下旬頃を予定)

8. 奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9. 奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算3年間とする。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断されるとき。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
ただし、指導教員の転勤等により奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

11. 転 退 学

奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

12. 返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13. 報告書の提出

本財団が、奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。

14. 届出の義務

奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15. 注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者とししない。

問合せ先 **国際教育推進課**

~~〒 600-8009~~

~~京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地
ヤサカ四条烏丸ビル 9 階~~

~~公益財団法人 S G H 財団 事務局~~

~~MAIL info_ss@sgh-foundation.or.jp~~

~~URL https://www.sgh-foundation.or.jp~~

~~TEL 075-255-9310~~

~~FAX 075-255-9311~~

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。